

令和3年3月以降の組合員証等による 保険医療機関等の受診について

令和3年3月より、マイナンバーカードによるオンライン資格確認が導入されることに伴い、マイナンバーカードでの健康保険証利用が開始になりますが、組合員証等は廃止されないため、現在の組合員証等についても、引き続き保険医療機関等の受診は可能です。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306